

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成31年（2019年）4月22日付け平31県史編さん第9号で行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成30年4月12日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「県史編さん室に所在している〇〇〇〇〇の複写古文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇の複写古文書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、平成31年4月22日付けで、本件公文書に係る本件請求について本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成31年4月24日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、県史編さん事業に用いるため、実施機関の職員が〇〇〇〇〇に関わる古文書をデジタルカメラで撮影した画像データであり、当該実施機関の職員が組織

的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条について

(1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(3) 第7号について

条例第11条は、実施機関は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ここで、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「関係当事者」とは、県の機関以外のすべてのものをいい、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいい、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」情報とは、全国を通じて一斉に公表するなど、統一的に取り扱うこととされている情報、非公開を条件に任意に提供された情報等をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 本件公文書について

(1) 条例第11条第2号該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、くずし字で記載された古文書の画像データであることを確認した。

実施機関の説明によると、本件公文書には、〇〇〇関係者の個人の氏名や住所等の情報を含んでいるということだった。

これらの情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

(2) 部分開示について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

同条における「容易に区分することができる」とは、区分することが、公文書の中の非開示事項が存在している状態、部分開示のための複写物を作成する時間、経費等から判断して、容易に可能であるときをいう。

このことに関して、改めて実施機関に確認したところ、本件公文書は古文書原本（くずし字）であることから、県史が刊行された今となつては、個人情報に該当する部分とそれ以外に区分するために、専門家を新たに雇わなければならないということだった。

専門家を新たに雇わなければならないということは、区分に要する時間や必要となる経費を勘案すると、非開示部分を容易に区分することが可能であると

はいえないものと認められることから、その全部を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書及び意見書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

| 年 月 日 | 経 過 |
|------------|---------------|
| 令和元年9月19日 | 実施機関から諮問を受けた。 |
| 令和2年9月17日 | 事案の審議を行った。 |
| 平成2年12月21日 | 事案の審議を行った。 |
| 令和3年3月23日 | 事案の審議を行った。 |
| 令和3年5月20日 | 事案の審議を行った。 |
| 令和3年7月20日 | 事案の審議を行った。 |
| 令和3年10月4日 | 事案の審議を行った。 |
| 令和3年11月18日 | 事案の審議を行った。 |

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 氏名 | 役職名 | 備考 |
|---------|----------|---------|
| 井 竿 富 雄 | 山口県立大学教授 | |
| 石 原 詠美子 | 弁護士 | |
| 沖 本 浩 | 弁護士 | 会長 |
| 高 松 恵 子 | 司法書士 | 会長職務代理者 |
| 水 谷 芳 昭 | 公認会計士 | |

(令和3年9月30日まで)

| 氏名 | 役職名 | 備考 |
|---------|----------|---------|
| 井 竿 富 雄 | 山口県立大学教授 | |
| 石 原 詠美子 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 沖 本 浩 | 弁護士 | 会長 |
| 松 本 香代子 | 司法書士 | |
| 水 谷 芳 昭 | 公認会計士 | |

(令和3年11月18日現在)